

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I-3 監督指針策定の経緯</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主要行等向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>主要行の平成16年度決算において不良債権比率は2.9%となり、「金融再生プログラム」において示された「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年3月期：8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標が達成された。</p> <p>金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、「<u>金融再生プログラム</u>」の残された課題についても、<u>着実に取り組んでいく</u>。それらを前提とした上で、<u>今般、金融行政は不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えた</u>と考えている。</p> <p><u>今後は、「金融改革プログラム」（平成16年12月）等を着実に実施することにより、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指していくこととする。</u></p> <p>このような状況の中で、主要行等（注）を対象とした監督事務を担当している行政部内の職員向けの手引書として本監督指針が策定された。</p> <p>（注）主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。</p> <p>I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>I-3 監督指針策定の経緯</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主要行等向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>主要行の平成16年度決算において不良債権比率は2.9%となり、「金融再生プログラム」において示された「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年3月期：8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標が達成された。</p> <p>金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくこととした。それらを前提とした上で、金融行政は不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を<u>迎えることとなり、「金融改革プログラム」（平成16年12月）等においても、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指していくこととされた。</u></p> <p>このような状況の中で、主要行等（注）を対象とした監督事務を担当している行政部内の職員向けの手引書として本監督指針が策定された。</p> <p>（注）<u>本監督指針における主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指す。</u></p> <p>I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(6) 法令等遵守（コンプライアンス）</p> <p><u>金融機関の健全性を支える基本は、リスク管理と法令等遵守（コンプライアンス）であり、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」においても、リスク管理態勢と法令等遵守態勢に大別して確認検査用のチェックリストを構成している。</u></p> <p>企業を巡る不祥事件は世界中で続発しているが、バブル崩壊後の銀行業界においても、様々な不祥事件が相次いだ。我が国を代表する主要行等においても、総会屋利益供与事件、不正融資、行員による巨額損失事件、検査忌避等の犯罪で経営陣が民事・刑事責任を問われた事例も発生しており、こうした事態の再発防止のためにもより強固な自浄機能の確立が求められる。</p> <p>また、主要行等は組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていること等から「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、主要行等に求められる法令等遵守態勢の重要事項について、監督上の着眼点を明確化した。</p> <p>(7) ~ (11) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>II-3-4 預金等に対する当局への照会等への対応</p> <p>(1) 預金等の取扱い</p>	<p>(6) 法令等遵守（コンプライアンス）</p> <p><u>金融機関の健全性を支える基本は、リスク管理と法令等遵守（コンプライアンス）である。</u></p> <p>企業を巡る不祥事件は世界中で続発しているが、バブル崩壊後の銀行業界においても、様々な不祥事件が相次いだ。我が国を代表する主要行等においても、総会屋利益供与事件、不正融資、行員による巨額損失事件、検査忌避等の犯罪で経営陣が民事・刑事責任を問われた事例も発生しており、こうした事態の再発防止のためにもより強固な自浄機能の確立が求められる。</p> <p>また、主要行等は組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていること等から「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、主要行等に求められる法令等遵守態勢の重要事項について、監督上の着眼点を明確化した。</p> <p>(7) ~ (11) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>II-3-4 預金等に対する当局への照会等への対応</p> <p>(1) 預金等の取扱い</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>当局に対し、次の預金及び定期積金（外貨建てのものを除く。以下「預金等」という。）について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勧案し、以下の点に留意のうえ対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 長期信用銀行法に規定する預金受入先の範囲等について</p> <p>① 長期信用銀行法第6条第1項第3号に規定する預金受入先 イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 「社債の管理の委託会社」及びこれに準ずる取引先には社債（その他の債権を含む。以下同じ。）の募集又は管理の委託者の外、次のものが含まれる。</p> <p>a.～c. (略)</p> <p>d. 受託の場合の引受証券会社</p> <p>e. 総額引受したものを売り出す場合の証券会社</p> <p>f. (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>② (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－1－2－1 監査役設置会社である銀行の場合 (1) (略)</p>	<p>当局に対し、次の預金及び定期積金（<u>法第13条の4に規定する特定預金等</u>を除く。<u>Ⅱ－3－4において「預金等」という。</u>）について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勧案し、以下の点に留意のうえ対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 長期信用銀行法に規定する預金受入先の範囲等について</p> <p>① 長期信用銀行法第6条第1項第3号に規定する預金受入先 イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 「社債の管理の委託会社」及びこれに準ずる取引先には社債（その他の債権を含む。以下同じ。）の募集又は管理の委託者の外、次のものが含まれる。</p> <p>a.～c. (略)</p> <p>d. 受託の場合の引受<u>金融商品取引業者</u></p> <p>e. 総額引受したものを売り出す場合の<u>金融商品取引業者</u></p> <p>f. (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>② (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－1－2－1 監査役設置会社である銀行の場合 (1) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 証券取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. ～ g. (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>Ⅲ－1－2－2 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 執行役（代表執行役を含む。）</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 銀行の常務に従事する執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. (略)</p>	<p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. <u>金融商品取引法</u>等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. ～ g. (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>Ⅲ－1－2－2 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 執行役（代表執行役を含む。）</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 銀行の常務に従事する執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. <u>証券取引法</u>等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. ～ g. (略)</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（19年3月期より適用）</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、<u>有価証券市場</u>における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p>	<p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. <u>金融商品取引法</u>等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. ～ g. (略)</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（19年3月期より適用）</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、<u>金融商品市場</u>における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-2-1-3-6 「区分等を定める命令」第2条第2項に掲げる資産の評価基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</p> <p>(1) 第1号「有価証券」</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、<u>証券会社等</u>から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」</p> <p>金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、「区分等を定める命令」第2条第2項第1号及び上記（1）に</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-2-1-3-6 「区分等を定める命令」第2条第2項に掲げる資産の評価基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</p> <p>(1) 第1号「有価証券」</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、<u>金融商品取引業者等</u>から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」</p> <p>金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、「区分等を定める命令」第2条第2項第1号及び上記（1）に</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>準ずるものとする。なお、<u>金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引</u>を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>準ずるものとする。なお、<u>デリバティブ取引</u>を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）	Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）
Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点	Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点
<p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）不良債権の健全債権化</p> <p>① （略）</p> <p>② 企業再生に当たっては、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。</p> <p>③ （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）不良債権の健全債権化</p> <p>① （略）</p> <p>② 企業再生に当たっては、<u>中小企業再生支援協議会</u>、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。</p> <p>③ （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
Ⅲ－２－３－３ 市場リスク管理	Ⅲ－２－３－３ 市場リスク管理
Ⅲ－２－３－３－１ 意義	Ⅲ－２－３－３－１ 意義

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 市場リスクとは、金利、<u>有価証券等の価格</u>、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、<u>保有する資産</u>、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセント値と 99 パーセント値による金利ショック）によ</p>	<p>(1) 市場リスクとは、金利、<u>為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクター</u>の変動により、<u>資産・負債及びオフバランス取引の価値</u>が変動し、銀行が損失を被るリスク、<u>資産・負債から生み出される収益</u>が変動し、<u>銀行が損失を被るリスク</u>をいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセント値と 99 パーセント値による金利ショック）によ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>て計算される経済価値の低下額)が基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)の合計額の20%を超えるものに該当する銀行(19年3月期より適用)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。</p> <p>遵守すべき法令等は多岐にわたり(「金融検査マニュアル法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストV. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等」参照)、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>て計算される経済価値の低下額)が基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)の合計額の20%を超えるものに該当する銀行(19年3月期より適用)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p><u>(注3) ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、上記③口に基づく監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。</p> <p>遵守すべき法令等は多岐にわたり、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－１－４ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－４－１ 意義</p> <p>(1) 銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資など証券会社を引受人として行われる増資の場合には、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。（注1）</p> <p>（注1）証券会社の引受けに関するルールについては、「有価証券の引受け等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第14号）」等を参照。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>Ⅲ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。</p> <p>（注1）・（注2） (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発</p>	<p>Ⅲ－３－１－４ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－４－１ 意義</p> <p>(1) 銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資など金融商品取引業者を引受人として行われる増資の場合には、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。（注1）</p> <p>（注1）金融商品取引業者の引受けに関するルールについては、「有価証券の引受け等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第14号）」等を参照。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>Ⅲ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。</p> <p>（注1）・（注2） (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. 取締役会が、会社法、独占禁止法及び<u>証券取引法等</u>の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 不公正な取引の防止（独占禁止法、<u>証券取引法等</u>）</p> <p>a. （略）</p> <p>b. <u>証券取引法関係</u></p> <p><u>証券取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。</p> <p>ハ. 適正なディスクロージャーの確保（<u>証券取引法等</u>）</p> <p>a. <u>証券取引法</u>に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）を遵守するための措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>b・c （略）</p>	<p>出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. 取締役会が、会社法、独占禁止法及び<u>金融商品取引法等</u>の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 不公正な取引の防止（独占禁止法、<u>金融商品取引法等</u>）</p> <p>a. （略）</p> <p>b. <u>金融商品取引法関係</u></p> <p><u>金融商品取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。</p> <p>ハ. 適正なディスクロージャーの確保（<u>金融商品取引法等</u>）</p> <p>a. <u>増資に当たっては、金融商品取引法に定める手続き</u>（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）を遵守するための措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>b・c （略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>二. (略) ③ (略) (3) ~ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-3-2-2 財務報告に係る内部統制</p> <p>開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。</p> <p>主要行等においては、平成 15 年 3 月期より、銀行の代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付しているが、この書面作成に当たっては、内部統制システムの有効性の確認が必要となっている。</p> <p>(参考) <u>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について（企業会計審議会、平成 17 年 12 月 8 日）</u></p>	<p>二. (略) ③ (略) (3) ~ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>Ⅲ-3-2-2 財務報告に係る内部統制</p> <p>開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。</p> <p>主要行等においては、平成 15 年 3 月期より、銀行の代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付しているが、この書面作成に当たっては、内部統制システムの有効性の確認が必要となっている。<u>また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社及び店頭登録会社である主要行等においては、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、四半期報告書等と併せて提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書（内部統制報告書）についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。</u></p> <p>(参考) <u>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Internal Control-Integrated Framework (the Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission, 1992) 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）（平成17年10月7日）</p>	<p style="text-align: center;">（企業会計審議会、平成19年2月15日）</p> <p>Internal Control-Integrated Framework (the Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission, 1992) 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）（平成17年10月7日）</p>
<p>Ⅲ－3－2－3 銀行に求められる開示の類型</p>	<p>Ⅲ－3－2－3 銀行に求められる開示の類型</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>証券取引法</u>上の開示 (略)</p>	<p>(2) <u>金融商品取引法</u>上の開示 (略)</p>
<p>(3) 任意開示 現状では、投資判断に大きな影響を与えている①業績予想発表及びその修正発表、②四半期開示等は法律に基づかない任意開示である。また、IR（インベスターリレーションズ）活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>	<p>(3) 任意開示 現状では、投資判断に大きな影響を与えている業績予想発表及びその修正発表等は法律に基づかない任意開示である。また、IR（インベスターリレーションズ）活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>
<p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ－3－2－4－1 重要性の原則の適用</p>	<p>Ⅲ－3－2－4－1 重要性の原則の適用</p>
<p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、<u>証券取引法</u>に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成</p>	<p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、<u>金融商品取引法</u>に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項及び第 4 項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 20 条第 2 項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 52 条の 27 第 1 項、施行規則第 34 条の 24 第 1 項及び第 2 項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 52 条の 28 第 1 項）も対象となることに留意する。</p> <p>（注）連結して記載する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第 19 条の 3 及び第 34 条の 26）。</p> <p>（2）（略）</p> <p>Ⅲ－3－2－4－2 ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）個別の記載項目について</p> <p>①（略）</p> <p>② 「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、<u>金融先物取引等の受託等業務</u>、<u>附帯業務等の区分毎にその内容が記載されているか</u>。</p> <p>③～⑨（略）</p>	<p>作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項及び第 4 項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 20 条第 2 項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 52 条の 27 第 1 項、施行規則第 34 条の 24 第 1 項及び第 2 項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 52 条の 28 第 1 項）も対象となることに留意する。</p> <p>（注）連結して記載する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第 19 条の 3 及び第 34 条の 26）。</p> <p>（2）（略）</p> <p>Ⅲ－3－2－4－2 ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）個別の記載項目について</p> <p>①（略）</p> <p>② 「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、<u>デリバティブ取引等の受託等業務</u>、<u>附帯業務等の区分毎にその内容が記載されているか</u>。</p> <p>③～⑨（略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(中略)	(中略)
<p>Ⅲ－３－３－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>証券取引法</u>に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅲ－３－３－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ－３－３－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>金融商品取引法</u>に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅲ－３－３－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について－地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を－」</u> (平成19年4月5日：金融審議会)</p> <p>⑤</p> <p>⑥ <u>金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書</u>（平成18年6月21</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－３－３－２－１ 意義</p> <p>銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている（法第12条の2第1項、施行規則第13条の3及び第13条の4）とともに、<u>投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第12条の2第2項、第13条の3、施行規則第13条の5、第13条の7、第14条の11の3）。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>日：公正取引委員会</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－３－３－２－１ 意義</p> <p>銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（法第12条の2第1項、施行規則第13条の3及び第13条の4）、<u>特に施行規則第13条の5第1項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第12条の2第2項、第13条の3、施行規則第13条の5、第13条の7、第14条の11の3）。</u></p> <p><u>リスク商品の販売に当たっては、銀行法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえ、上記の体制整備を行う必要がある。</u></p> <p><u>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等（以下「特定預金等」という。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の書面交付義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（法第13条の4、施行規則第14条の11の4から第14条の11の30）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) 全行的な内部管理態勢の確立</p> <p>① <u>顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する全行的な内部管理態勢の確立に関し、取締役会が適切に機能を発揮しているか。</u></p> <p>② <u>法令の趣旨を踏まえた社内規則等の作成</u></p> <p>イ. <u>業務の内容及び方法に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。</u></p> <p>特に、<u>特定預金等や投資信託等のリスク商品を取り扱う場合には、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。</u></p> <p>さらに、<u>インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。</u></p> <p>ロ. <u>顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。</u></p> <p>③ <u>法令の趣旨を踏まえた行内の実施態勢の構築</u></p> <p>イ. <u>社内規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の体制（社内規則等の配布・管理体制を含む。）が整備されているか。</u></p> <p>特に、<u>顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアル等の社内規則等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。</u></p> <p>ロ. <u>説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能は十分発揮されているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 預金等</p> <p>法第 12 条の 2 第 1 項及び施行規則第 13 条の 3 の規定の趣旨を踏まえ、預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応</p>	<p><u>ハ. 説明態勢等の実効性の検証を踏まえて、金融商品の内容や販売態勢の見直しを行っているか。</u></p> <p>④ <u>相談・苦情処理機能と説明態勢の連携</u> <u>苦情・相談態勢の整備に当たっては、事務処理ミスがあった場合等の手続きが明確に規定され、円滑に処理される態勢が整備されているか。</u> <u>苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。</u> <u>また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が行われる枠組みが構築されているか。</u></p> <p>⑤ <u>金融商品販売法等を踏まえた対応</u> <u>法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 13 条の 5 及び第 13 条の 7 並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。</u></p> <p>⑥ <u>不公正取引との誤認防止</u> <u>優越的な地位の濫用の防止のための態勢整備に当たっては、顧客が「当該取引が融資に影響を与えるのではないか」との懸念を有している可能性があることを前提に、優越的な地位の濫用と誤認されるおそれのある説明を防止する態勢が整備されているか。</u></p> <p>(2) <u>預金等の受入れ（特定預金等の受入れを除く。）</u> 法第 12 条の 2 第 1 項及び施行規則第 13 条の 3 の規定の趣旨を踏まえ、預金等の受入れに関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例えば、以下の点に留意する。</p> <p>① <u>デリバティブ取引を組み込んだ預金商品については、デリバティブ取引を併せてみれば元本保証がないこと等の詳細な説明を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>特に、顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を除き、以下の事項について、預金者の求めの有無にかかわらず、書面を交付して説明することとしているか。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ. 中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ. 満期日を選択できる権利や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること。</u></p> <p>② 変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。</p> <p>③ 預金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合に、当該預金商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供しているか。</p> <p>(2) リスク商品</p> <p>① <u>金融商品販売法等を踏まえた対応</u></p>	<p>じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例えば、以下の点に留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>① 変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。</p> <p>② 預金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合に、当該預金商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供しているか。</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① <u>有価証券関連商品の販売</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>法第12条の2第2項、施行規則第13条の5及び第13条の7並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。</u></p> <p>② <u>不公正取引との誤認防止</u> <u>独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</u> <u>(参考)「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)</u></p> <p>③ <u>公共債、投資信託の窓口販売及び証券仲介業務について</u> <u>証券取引法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u> <u>例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</u></p>	<p><u>公共債、投資信託の窓口販売及び金融商品仲介業等、金融商品取引法の適用対象となる業務については、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているかについて、留意するものとする。その他監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）」等を参照するものとする。</u></p> <p><u>特に、適合性原則を踏まえた説明態勢の整備に当たっては、銀行の顧客は預金者が中心であって投資経験が浅いことが多いことを前提に、元本欠損が生ずるおそれがあることや預金保険の対象とはならないことの説明の徹底等、十分な預金との誤認防止措置が取られているか。</u></p> <p>② <u>特定預金等の受入れ</u> <u>特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-3-1 適合性原則」、「Ⅲ-2-3-3 広告等の規制」、「Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢」等を参照するものとする。</u> <u>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。</u> <u>例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか。</u> <u>イ. 中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法（説明時の経済情勢において合</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>④ 保険募集</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部<u>検査</u>を行うなど、適切な保険募集体制が確保されているか。</p> <p>例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日:独立行政法人国民生活センター)</p> <p>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないこと</p>	<p>理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。))。</p> <p>ロ. <u>外貨通貨で表示される特定預金等であって、元本欠損が生ずるおそれのある場合にあつてはその旨及びその理由。</u></p> <p>ハ. <u>払戻時の通貨等を選択できる権利や満期日を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること。</u></p> <p>③ 特定保険契約の募集</p> <p><u>保険業法第300条の2に規定する特定保険契約の販売・勧誘態勢については、「保険会社向けの総合的な監督指針」の特定保険契約に係る留意点に特に留意するものとする。</u></p> <p>(4) 保険募集</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部<u>監査</u>を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。</p> <p>例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日:独立行政法人国民生活センター)</p> <p>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障とな</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考)「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会) <u>(再掲)</u></p> <p>⑤ <u>商品投資に係る業務(商品ファンド)の取扱い</u> 銀行が「<u>商品投資に係る事業の規制に関する法律</u>」により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、<u>同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>⑥ <u>抵当証券業務</u> 銀行が「<u>抵当証券業の規制等に関する法律</u>」により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、<u>同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>(3) <u>相談・苦情処理機能</u> <u>営業店及び本部の相談・苦情処理体制が確立されているか。特に、顧客に対し十分説明する体制が確立されているか。</u> <u>また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が行われる枠組みが構築されているか。</u></p>	<p>り得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考)「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会)</p> <p><u>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－３－２－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、<u>証券取引法</u>、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>(2) さらに、検証の結果、経営として<u>Ⅲ－３－３－１－１（１）</u>の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことや顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>Ⅲ－３－３－２－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、<u>金融商品取引法</u>、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>(2) さらに、検証の結果、経営として<u>Ⅲ－３－３－２－１</u>の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことや顧客に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－６－１ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－６－１－１ 意義 （本文略） （参考）預金等受入金融機関に係る検査マニュアル 「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクである。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－３－８ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ－３－８－１－３ プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）主要行等の場合の合併によるシステム統合の想定されるパターンは、例えば以下のような、長期にわたる複雑なプロジェクトであること。 ①・②（略） ③ 持株会社の下、銀行、信託銀行、証券会社等の合併・システム統合が並列して行われることがあること。</p>	<p>Ⅲ－３－６－１ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－６－１－１ 意義 （本文略） （参考）預金等受入金融機関に係る検査マニュアル 「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－３－８ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ－３－８－１－３ プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）主要行等の場合の合併によるシステム統合の想定されるパターンは、例えば以下のような、長期にわたる複雑なプロジェクトであること。 ①・②（略） ③ 持株会社の下、銀行、信託銀行、金融商品取引業者等の合併・システム統合が並列して行われることがあること。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(中略)	(中略)
<p>Ⅲ－４ 利用者のニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ－４ 利用者のニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について－地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を－</u>」(平成 19 年 4 月 5 日：金融審議会)</p>
(中略)	(中略)
<p>V－３－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(１) (略)</p> <p>(注 1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受<u>証券会社</u>に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を<u>証券会社</u>に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 2) (略)</p>	<p>V－３－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(１) (略)</p> <p>(注 1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受<u>金融商品取引業者</u>に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を<u>金融商品取引業者</u>に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 2) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>に規定する<u>投資顧問業</u>に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が<u>証券取引法</u>に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p>	<p><u>(注3) 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結の媒介を行う業務、算定割当量に関する取引のコンサルティング業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、<u>金融商品取引法</u>に規定する<u>投資助言業務</u>に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が<u>金融商品取引法</u>に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注3) 法第16条の2及び法第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社（例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等）、組合、証券投資法人、パートナーシップ、<u>LLC</u>その他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。</p> <p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>信託受益権販売業</u> <u>不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>投資顧問業務</u> 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p>	<p>(注3) 法第16条の2及び法第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社（例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等）、組合、証券投資法人、パートナーシップその他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。</p> <p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）<u>等</u>については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① (略) (削除)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>投資助言業務又は投資一任契約に係る業務</u> 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>イ. 保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>ロ. 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p>	<p>イ. 保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>ロ. 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>信託受益権の販売に係る業務</u> <u>不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) <u>証券取引法及び外国証券業者に関する法律等</u>において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する<u>証券会社及び外国証券会社の国内支店</u>との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>・銀行等は、その関係<u>証券会社</u>（当該銀行等が<u>証券会社</u>の親銀行等（<u>証券取引法第32条第5項</u>に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（<u>証</u></p>	<p>V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) <u>金融商品取引法等</u>において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する<u>金融商品取引業者</u>との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>・銀行等は、その関係<u>金融商品取引業者</u>（当該銀行等が<u>金融商品取引業者</u>の親銀行等（<u>金融商品取引法第31条の4第5項</u>に規定する親銀行等を</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>券取引法第 32 条第 6 項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該証券会社をいう。)又は関係外国証券会社の国内支店(当該銀行等が外国証券会社の特定金融機関(外国証券業者に関する法律第 14 条において準用する証券取引法第 32 条第 1 項に規定する特定金融機関をいう。)に該当する場合における当該外国証券会社の国内支店をいう。)との間において、証券取引法第 45 条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 7 号又は第 8 号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が証券取引法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監</p>	<p>いう。)又は子銀行等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 6 項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第 44 条の 3 の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>(2) 銀行等がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 7 号に規定する行為を行う場合には、当該関係金融商品取引業者が金融商品取引法第 44 条の 3 の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>督を行わないまま<u>関係証券会社</u>へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行等と<u>関係証券会社</u>との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該銀行等の営業部門及び当該<u>関係証券会社</u>から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（<u>関係証券会社</u>の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② 銀行等が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. けん制機能の実効性の確保を目的として<u>関係証券会社</u>との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む。）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行等の子会社たる<u>証券会社</u>に対</p>	<p>督を行わないまま<u>関係金融商品取引業者</u>へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行等と<u>関係金融商品取引業者</u>との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該銀行等の営業部門及び当該<u>関係金融商品取引業者</u>から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（<u>関係金融商品取引業者</u>の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② 銀行等が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. けん制機能の実効性の確保を目的として<u>関係金融商品取引業者</u>との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む。）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行等の子会社たる<u>金融商品取引</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店に係る関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（施行令第14条）のある証券会社については、法第48条に基づき、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意する。）。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-3-4 議決権の取得制限</p> <p>（1）銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第16条の3において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>（2） （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI-2 主な着眼点</p> <p>（1）～（7） （略）</p>	<p>業者に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店に係る関係金融商品取引業者を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（施行令第14条）のある金融商品取引業者については、法第48条に基づき、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意する。）。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-3-4 議決権の取得制限</p> <p>（1）銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第16条の3において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>（2） （略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI-2 主な着眼点</p> <p>（1）～（7） （略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(8) 業務提供関係会社への業務の委託 外国銀行の支店がその業務を証券会社に関する内閣府令第 15 条第 3 号及び第 18 条第 3 号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② （略）</p> <p>(9) 兼職体制が導入された内部管理部門の態勢整備 外国銀行のグループ証券子会社や証券業務を行う支店等を我が国に設置している金融グループにおいて、いわゆる証券取引法が規定する弊害防止措置の適用除外の承認を受けて兼職体制を導入している外国銀行の支店の内部管理態勢の適切性・十分性の点検・改善・充実については、別途、V-3-3-4「銀行とその証券子会社等の関係」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>VIII-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 法令等を遵守させるための研修の実施（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 1 号）</p>	<p>(8) 業務提供関係会社への業務の委託 外国銀行の支店がその業務を金融商品取引業等に関する内閣府令第 32 条第 2 号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①・② （略）</p> <p>(9) 兼職体制が導入された内部管理部門の態勢整備 外国銀行のグループ証券子会社や有価証券関連業務を行う支店等を我が国に設置している金融グループにおいて、いわゆる金融商品取引法が規定する弊害防止措置の適用除外の承認を受けて兼職体制を導入している外国銀行の支店の内部管理態勢の適切性・十分性の点検・改善・充実については、別途、V-3-3-4「銀行とその証券子会社等の関係」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>VIII-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 法令等を遵守させるための研修の実施（施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 1 号）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 後			
<p>① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、「<u>金融検査マニュアル法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストV. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等</u>」を参照して網羅的に研修が行われているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">決算等に関する提出資料</p>				<p>① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、<u>銀行法のみならず、本人確認法、個人情報保護法その他関係法令について網羅的に研修が行われているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">決算等に関する提出資料</p>			
資料名	作成基準日	提出期限	備考	資料名	作成基準日	提出期限	備考
(中略)				(中略)			
中間連結決算状況表 ※1	中間決算日	速報値については、作成基準日後55日	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 「3. 連結自己資本比率(3)～(7)」及び「5. 株式等保有状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。 	中間連結決算状況表 ※1	中間決算日	速報値については、作成基準日後55日	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 「3. 連結自己資本比率(3)～(8)」及び「5. 株式等保有状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。
連結決算状況表 ※1	決算日	又は決算発表日の前日のいずれか早い日		連結決算状況表 ※1	決算日	又は決算発表日の前日のいずれか早い日	